

武雄市事業継続支援金（第4弾）

に関するお知らせ

武雄市では、新型コロナウイルス感染症拡大（オミクロン株）や時短営業要請の影響及び原材料費の高騰や輸送費のコスト高により、売り上げが低迷している市内事業者に対し、事業継続の支えとしてもらうために市独自の給付金（4回目）を支給します。

支給対象

- ◇武雄市内にある事業所（資本金10億円以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者）
 - ◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（基準月）の売上が平成30年11月～令和3年3月の同月比で30%以上減少している者
- ※主たる収入が「給与」の場合は申請対象外となります。

給付額

比較期間（注1）の売上（事業収入）－

基準月（注2）の売上×5カ月

注1 比較期間

- ・平成30年11月～平成31年3月
- ・令和元年11月～令和2年3月
- ・令和2年11月～令和3年3月

注2 基準月

令和3年11月から令和4年3月までのいずれかのひと月

※給付額の上限（給付額は、千円未満切捨て）

事業者区分	減少率	上限
市内に本社を置く法人	50%以上	15万円
	30%～50%	10万円
上記以外 （個人事業主、法人が所有する店舗を含む）	50%以上	8万円
	30%～50%	6万円

※店舗ごとに申請書（様式1）、月別売上表（様式2）をご提出ください。

※新規創業等で前年との比較が出来ない場合は別途ご相談ください。

提出書類

- ①チェックリスト
- ②給付金交付申請書（様式1）
- ③月別売上表（様式2）
- ④誓約書（様式3）
- ⑤給付金請求書（様式5）
- ⑥振込先口座の通帳の写し

※振込先口座の通帳の写しは、銀行名・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）の全てがわかるページをコピーすること

- ⑦確定申告書（1表）の写し

※税務署の受付印のあるもの。e-taxの場合は、メール詳細も提出

※令和4年に開業して確定申告を迎えていない場合は、開業届の写し

申請方法

郵送 または 窓口での申請

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いします

※郵送の場合は封筒の表に「事業継続支援金」と朱書きすること

受付期間

令和4年4月13日(水) ～ 令和4年5月13日(金) ※平日のみ

受付時間：9時～12時、13時～15時

※郵送の場合は、5/13(金)必着

申請受付窓口

（受付機関 **※平日のみ**）

◇武雄商工会議所 電話：0954-23-3161

〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和1-2

◇武雄市商工会（北方事務所）電話：0954-36-2111（奇数日のみ）

〒849-2201 武雄市北方町大字志久1662

◇武雄市商工会（山内事務所）電話：0954-45-2505（偶数日のみ）

〒849-2303 武雄市山内町大字三間坂甲13800

注意事項

◇提出いただいた書類は返却いたしません

◇書類や申請内容を精査し疑義が生じた場合、給付金を交付できない場合がございます

◇給付決定のために、市が所有する個人情報を確認させていただく場合がございます